

豊後国内島津領の情勢

—南北朝期における大野郡井田郷の場合—

一はじめに

豊後国井田郷は、現在大分県大野郡千歳村と犬飼町を含む地域である。古くは西は大野莊、南は三重郷に接し、東は大野川をへだてて野津郷に対し、北は大分郡に接する。この井田郷が南北朝期には薩摩國島津氏の所領であった。

この小論では、井田郷がどのような由来で島津領となつたのか。南北朝争乱の時期に、しかも、島津氏にとつては遠隔地にある井田郷が安泰でありえたかどうか。^註また、島津氏はどのように井田郷を支配したのであろうか。以上の二点について、残された古文書・古記録などにもとづいて推論を試みたい。

二 島津領以前の井田郷

井田郷はもと田口郷とよばれたらしい。

「大野郡、郷四所里一」（『風土記』）とあって、風土記成立の八世紀のころの大野郡内の郷名は詳ではないが、一〇世紀に編纂された『倭名類聚抄』に「大野郡田口、大野、緒方、三重_{己上四郷なり}」と記され、『豊後國風土記』に載せる四郷の名が明らかにされている。田口は後の井田郷中にあり、現在、千歳村田口にあたるものであろうとされる。『豊後國志』に「今田口任・井田郷中一。是古名廢。在二千村一己。」とするのはこの推定の最も早いものであろう。

鎌倉時代、弘安八年（一二八五）には、井田郷とよばれる郷が成立している。「井田郷八十町五段地頭職相模三郎入道殿女

(『豊後国図田帳』)と記載され、井田郷は大野郡八百七十町の一割に相当する面積を有する郷であったことがわかる。なお、後世、井田郷内にある柴山村は、『豊後国図田帳』によれば「國領柴山村。十町。地頭戸次三郎重親。」とされ、海部郡八百三十一町歩の中についた。

三 島津氏に対する給付の時期と由来

この井田郷は建武元年(一三三三四)二月廿一日に、後醍醐天皇が綸旨をもって島津上総入道貞久(道鑑と号す)に与えた。

後醍醐天皇綸旨

薩摩國市來院名主職、菊王丸跡 豊後國井田郷地頭職菊王丸跡、爲勲功賞、可被知行者、天氣如此、悉之以狀

建武元年二月廿一日

左衛門權佐(範國)
(貞久) 花押

島津上総入道館

(貞久)リ

文書に明らかなように、薩摩國市來院名主職と豊後國大野郡井田郷地頭職が勲功賞として、島津貞久に与えられた。この綸旨中の勲功とは一体、どんなことであろうか。

後醍醐天皇は鎌倉幕府打倒のため、日野資朝・俊基を中心として、積極的な倒幕運動を展開したが、未然に発覚して失敗した。世に正中の変という。さらに、後醍醐天皇は諸社寺の勢力によりかけ、再度の挙兵を計つたが、幕府の知るところとなつた。天皇は山城の笠置に逃れたが利あらず、捕えられて隱岐に遷された。元弘の変がこれである。この後、河内楠木、肥後菊池伊予土居、得能、播磨赤松らが呼応し、天皇は元弘三年(一三三三)二月、隱岐を脱出、伯耆船上山に逃った。間もなく、足

利高氏は後醍醐天皇の綸旨を受け、倒幕軍の先ぱうとなり、九州諸豪族に書状をおくり兵を募つた。

足利高氏書状

自伯耆國蒙勅命候之間、參候、令合力給候者、本意候、恐々謹言、

(元弘三年)
四月廿九日

鳴津上総入道 殿

高氏（花押）⁽²⁾

豊後国大友氏にも、このような書状をおくつて、合力をすすめている。これら九州諸豪族は元弘三年（一二三二）五月、新田義貞の鎌倉攻めに応じて、鎮西探題北条英時を滅した。

今ハ、筑紫へ討手ヲ下サレテ、九國探題英時ヲ攻ラルヘシトテ、一條大納言師基卿ヲ太宰帥ニ成サレテ、既ニ下シ奉ラン
トセラレケル處ニ、六月七日、菊池、少貳、大友カ許ヨリ、早馬同時ニ京著シテ、九州ノ朝敵、殘ル所ナク、對治候ヌト
奏聞ス、

とし、九州諸将の動向が伝えられるが、島津氏については、太平記に見えない。

足利高氏書状⁽⁴⁾

鎮西合戦之次第、委細承候畢、早速靜謐之條、爲悅候、旦注進狀之趣、經奏聞候了、恐々謹言、

(元弘三年)
六月十四日

高氏（花押）

島津上総(貞久)
入道 殿

足利高氏は島津貞久の九州探題攻め（鎮西合戦）の功を奏聞していることから、大友、少弐、菊池とともに朝廷側についていることがわかる。先述した建武元年（一二三三四）二月廿一日の繪旨をもって与えられた豊後国井田郷地頭職、薩摩国市来院名主職はこのときの勳功であろう。

「島津領以前の井田郷」の項で述べたように、豊後国岡田帳成立の弘安八年（一二八五）には、井田郷は「相模三郎入道殿女子」に与えられている。「後藤頼田は相模三郎を北条時輔に比定しているが、確証に欠ける。」⁽⁵⁾とされている。この井田郷地頭職はのちに菊王丸に与えられていることが前掲した建武元年の繪旨の「豊後國井田郷地頭職 菊王丸跡」でわかる。相模三郎入道女子に対する井田郷地頭職の給付は一期分であったのであろう。相模三郎入道女子といい、菊王丸といい、北条氏につながる者であつたから、鎌倉幕府滅亡のとき、井田郷地頭職が没官され、島津貞久の勳功に対して与えられたものではなかろうか。

- (1) 『島津家文書』四六号（『太日本古文書、家わけ文書』16所収）。
- (2) 『島津家文書』四三号（『前掲書』所収）。
- (3) 『太平記』。
- (4) 『島津家文書』四四号（『前掲書』所収）。
- (5) 濱野精一郎「鎮西における東国御家人〔下〕」（『日本歴史』一六号）。

四 井田郷への他氏の侵入

足利尊氏が後醍醐天皇に敵して三年目、井田郷が島津貞久に与えられて五年目の暦応元年（一二三三八）十二月二十七日に、

執事高帥直は豊後國守護大友氏泰につぎのように命令している。

井田郷御施行案⁽¹⁾

豊後國井田郷事、被預置島津上総入道道鑑之處、戸次豊前太郎頼時號有一色入道預狀、致押領狼籍云々、頗難道其咎歟、早停止彼妨、不日可被沙汰付了道鑑之狀、依仰執達如件、

曆應元年十二月廿七日

大友式部丞 岛

武藏守^(高帥直)在判

井田郷は建武元年以後、島津貞久が領有していた。この井田郷に戸次頼時が九州探題一色範氏の預状ありと考して侵入し、押領狼籍をいたしている。その押領をとめ、島津貞久に沙汰するようについての文書である。

戸次頼時についてはつぎの古文書があるので参照する。

神官大神宇貞申狀⁽²⁾

(前略)

右當郷者、天平勅施之封戸、潔齋重役之地也、郷司職者、又宇貞相傳知行之處、戸次太郎、自鎮西大將軍入一色少輔太殿_一道_二給恩賞_三分_一與_二一族等_三去々年以來、致_一盜_二妨_三、神役多背先規_一、禁堺悉令汗穢之條_二、冥慮尤叵測者也_三、

(下略)

曆應三年二月 日

国東郡来繩郷に對して、戸次太郎（頼時）が濫妨し、神役多く先規にそむき、禁錮をことごとく汚穢するという字佐神官宇貞の申状である。この文書の中に「去々年」とあるので、戸次頼時の來繩郷押領は暦応元年のことであるとしてもよい。井田郷を島津貞久より押領したのも同じである。理由についても、兩者とも「一色入道範氏の恩賞配分」と称している。翌暦應二年（一三三九）五月には井田郷を島津貞久に沙汰し付けたけれども、戸次豊前太郎代は「不敍用」とし、幕府の命令を聞こうとしなかつた。幕府としても、戸次頼時の号するように、「一色範氏の宛行いが事実であるかどうかを調査する必要があつたのであろう。暦応三年（一三四〇）十一月五日に安富貞副が治部兵衛太夫宗栄にあてた書状は」のような事情を示すものと思われる。

豊後國井田郷地頭職事、一色入道被宛一_二行軍勢否、彼注進狀可寫預恐々謹言、

時暦應三年十一月五日

（安富貞副）

治部兵衛太夫入道
殿⁽⁴⁾

この調査に対する返答は翌暦應四年（一三四一）四月二日に治部宗栄より安富貞副に与えられた。

豊後國井田郷地頭職事、不見一色少輔太郎入道々猷配分狀候、戸次豊前太郎頼時者、佐伯庄預家職、并、日向國伊東藤内左衛門尉跡地頭職、被預候也、被載_二被配分狀候畢、恐々謹言

時暦應四年卯月廿二日

（治部宗栄在判）

安富民部太夫 殿 御返事⁽⁵⁾

豊後國井田郷は戸次頼時に与えたという事実はない。佐伯庄領家職などが預けられているだけだという。執事高師直がつぎのような御教書を出したのは、このような調査の結果にもとづいて判断をしたものと思われる。

豊後國井田郷地頭職事、依被預一置島津上総人道々鑑、可沙汰付之由、被仰之處、戸次豊前太郎頼時、爲領西合戰之賞宛
給之由依一支申、不及打渡云々、如一色少輔太郎入道道猷恩賞支配狀者、頼時分者、爲各別地之旨所見也、早仕先度被仰
下之旨、可致沙汰付于道鑑代之狀、依仰執達如件、

暦應四年閏四月二日

高武^(貞師)守在判

大友式部丞 殿

右の文書のうち「爲各別地」というのは佐伯庄以下をさすものであろう。「先度」は暦應元年の井田郷御施行をあらわし、本文書は一度目の守護宛の御教書であった。この御教書をうけて大友氏泰大翌暦応五年二月六日に、守護代宗頼をして島津貞久に沙汰しようとしたところ、戸次頼時の代官妙性は避り退かなかつた。足利義詮は大友氏時に対して観応三年（一二五二）七月廿七日に、

（前略）

豊後國井田郷地頭職事、申狀如此、早退戸次丹後守以下濫妨人等、獻蜜沙汰付道鑑代⁽⁶⁾、（下略）
とする命を発したので、

(前略)

豊後國井田郷地頭職事、任去七月廿七日御奉書之旨、沙汰付下地於道鑒代候畢⁽⁷⁾ (下略)

として、戸次頼時の井田郷押領問題も觀応三年七月廿七日に落着し、井田郷地頭職は島津貞久に留保された。

この後、貞治二年（一三六三）四月十日には、島津貞久は薩摩守護職とともに豊後国井田郷を惣領師久にゆずり、知行させることになった⁽⁸⁾。

戸次頼時はなぜ井田郷を押領する濫妨を働いたのであろうか。これについてはその理由が明らかでないが、つきの二点が指摘される。

第一は戸次氏の勢力が井田郷に隣接していたことである。戸次頼時の祖父時親は名字の地大分郡戸次莊と大野莊中村七十六町の地頭職を兼帶した。（『豊後國岡田帳』）大野莊中村は下村をへだてて、井田郷に接している。

祖父時親の妻、戸次頼時の祖母は藤北能基の娘姫夜叉であった⁽⁹⁾。藤北能基は大友能直の子であり、大友能直の妻深妙尼の延応二年の配分状によれば、大野莊下村地頭職を譲られている。戸次頼時と大野莊下村地頭藤北氏は血縁関係にある。こうした戸次氏勢力が下村へ進出してくることは渡辺澄夫博士の所論に明らかである。

さらに、戸次一族である三郎重親は、弘安岡田帳によると、「國領柴山村十町」の地頭と「由布院六十町」の地頭職を兼帶している。國領柴山村の所領は、文和三年（一三五四）十月十六日までは戸次重親の手にあつた。柴山村は當時、海部郡に所属していたが、後世は井田郷の中に包含されてしまう。このような事情が遠隔地にある島津領井田郷に対して戸次氏の進出を余儀なくするのである。

第二は戸次氏の内部的な原因によることがある。先述したように宇佐宮神官大神宇貞の相伝知行していた国東郡来繩郷司職を奪い去るという事件をおこしている。前掲「神官大神宇貞申狀」の中に「分一與一族等」しているとあるから、戸次氏の惣

領であつた頼時が地領して一族に分与し、南北朝争乱期に族的結合を強めようとしたのであるまい。

島津領井田郷への侵入は戸次氏だけではない。肥後国阿蘇氏は戸次氏による井田郷押領問題が解決して八年目の延文年間にはいって活動をはじめている。

細川清氏施行状案⁽¹⁾

島津^(上総)□□入道・鑑代・賴兼申、豊後國井田郷地^(頭)職事、訴狀如此、^(阿)□藉筑後守濫妨云々早止彼違亂、任御下文旨、沙汰付道鑑代、可被執進請取、不可有緩怠之狀、依執達如件、

延文五年十一月一日

相模守^(細川清氏)

大友刑部大輔 殿

御判

文書中、^(阿)□藉筑後守」⁽²⁾井田郷地頭職を押領しようとするので、幕府は守護大友氏時に命じて、島津貞久代に井田郷地頭職を沙汰した。では、阿蘇惟澄はなぜ井田郷で濫妨をはたらいたのであろうか。

南北朝争乱の初期に、阿蘇惟澄が官軍について恩賞所望をしている文書を参照してみよう。

懽良惟澄^(阿蘇大官司小次郎宇治惟澄)官軍恩賞所望交名并闕

所地注文案寫

註進

官軍等恩賞所望闕所地事

一族分

(前略)

一 恵良弥次郎惟永申 豊後國伊田郷地頭職肥後國天草郡大屋野地地頭職事、（下略）

興國七年四月八日
宇治惟澄（進上） 瑞奉行所

（裏花押）

とあり、伊田郷（井田郷）地頭職を一族恵良惟永に与えられんことを申しのべてある。このとき、井田郷が恵良惟永に与えられたかどうかはわからないが、

井田郷爲彼代^(三重郷)可有御知行候、恐々謹言、

二月十一日

行宗（花押）

愚良筑後守職⁽¹³⁾

とあるので、井田郷は阿蘇氏が知行したことは間違いないところであろう。

これよりさき、興國三年（一二三四二）七月廿四日に、征西將軍宮は令旨を出し、島津貞久を討伐のため、阿蘇惟澄に和泉山門へ発向を促しており、島津氏と阿蘇氏は敵対関係にあつた。

さきに述べた延文五年の島津貞久代頼兼の訴状に「彼違乱」とあるのは、井田郷一所を官軍が阿蘇氏に与え、幕府が島津氏に与えた、いわば二重知行の混乱をあらわすものではあるまいか。だから、時（延文のころ）は井田郷は阿蘇氏の手中にあるものではないかと思う。

延文六年（一二三六一）二月廿二日に至つて、阿蘇惟村は將軍足利義詮から、「於所々數ヶ度致軍忠之由、大友刑部大輔氏時所注申也、忠節令感悅畢、」のかどにより、賞されたが、こうした忠節が裏付けとなり、太友氏時が「豊後國日田郡日田出羽次郎同庶子等筑後宮跡同國井田大在井兩郷」を阿蘇惟村に与えて領掌せしめることになつたのである。同年四月五日に、阿蘇惟村はつぎの寄進状をしたためている。

奉寄進

豊後國井田郷得分物内拾貳貫文事、

南郷

御靈

右、為法花經十二部、仁王經十二座、光明真言一千二百返御布施、永代所奉寄進也、早守此旨、彌可被致御祈禱之精誠
狀如件、

延文六年卯月五日

(阿蘇)
宇治惟村花押印

すなわち、井田郷のうちの阿蘇氏の得分十二貫文を、阿蘇郡南郷の御靈社に寄進するというのである。この阿蘇氏の得分といふのは井田郷のどの地域にあたるのであろうか。豊後国志につぎの記録があるので引用してみよう。

大友親綱墓 在井田郷柴北村。大聖寺西北五町阿蘇十二社林叢中。
二

とあり、この記録で井田郷柴北村に「阿蘇十二社」が存在していること。前文書の「十二貫・十二部・十二座・一千二百返」の数字の類似性などから、延文六年の阿蘇惟村の寄進地は、井田郷柴北名に属するものと思われる。

守護大友氏時が阿蘇惟村へ井田郷を領掌させたことは、島津側へ不満をおこさせずにはおかないことになる。応安から永和にかけて、この問題が表面化してきたのではないだろうか。応安七年（一三七四）六月に島津伊久代本田図書允は、九州探題今川貞世に「豊後國井田郷、豊前國副田庄、日向國高知尾庄」などの安堵を請うている。さらに永和四年（一三七八）八月廿八日には今川貞世は井田郷の下地を島津伊久代に渡しつけるように大友式部丞に命じている。

時代は下るが、永享五年（一四三三）には、なお、井田郷は阿蘇氏の知行するところであった。

於豐後國之内

一所井田郷 一所大在郷

一所家中名之事、任先例可有御知行之狀如件、

永享五年五月廿五日

源親綱押

阿蘇文
稿

以上のようには、この書状を大友親綱が与えていることは、島津勢力の井田郷からの後退を意味しているのではないか。

- (1) 『島津家文書』(『大日本古文書家わけ文書』16所収)。
- (2) 『小山田文書』六二号(『大分県史料第一部七』所収)。
- (3) 『大日本史料第六編之五』所収。
- (4) 『大日本史料第六編之六』所収。
- (5) 『島津家文書』二九九号(『前掲書』)。
- (6) 『島津家文書』三〇八号(『前掲書』)。
- (7) 『島津家文書』一五〇号(『前掲書』)。
- (8) 『島津家文書』大友田原系図(『大分県史料第一部10』所収)。
- (9) 渡辺澄夫「豊後国大野莊における在地領主制の展開」(『豊後国大野莊の研究』)六〇頁一六一页。
- (10) 『阿蘇文書上』一一四号(『大日本古文書家わけ文書』13所収)。
- (11) 『阿蘇文書下』(『大日本古文書家わけ文書』13所収)三六六頁。
- (12) 『阿蘇文書下』(『大日本古文書家わけ文書』13所収)三六六頁。
- (13) 『阿蘇文書下』(『大日本古文書家わけ文書』13所収)三六六頁。

- (14) 『阿蘇文書下』(『前掲書』) 九九頁。
- (15) 『阿蘇文書上』一五九号(『前掲書』)。
- (16) 『阿蘇文書上』一七一号(『前掲書』)。
- (17) 『阿蘇文書上』(『前掲書』)六二頁。
- (18) 『島津家文書』六一二号(『前掲書』)。
- (19) 『阿蘇文書上』(『前掲書』)一二〇七頁。

五 井田郷支配のしくみ

島津氏は遠隔の地「井田郷」に所領をもつたが、その支配はどのようにおこなっていたのであらうか。乏しい史料であるが考察してみよう。

豊後國井田郷内柴北名半分地頭代官職伊地知正忠季彈跡事、所宛行也、有限年貢濟物以下任先例、可致其沙汰之狀如件、
文和二年六月六日
道鑒(貞久)
(花押)

伊地知彦七(季馬)職(1)

この文書に示されているように、井田郷内柴北名に島津氏の代官「伊地知氏」をおいて支配していた。「柴北名半分」とあるので、井田郷を分割し、そのそれに代官をおいたものであるか。

鎌倉初期における東国御家人の遠隔地所領支配について「物領鎮西下向庶子配分・惣領在東国庶子配分・代官支配」の二類型があげられているが、南北朝期においても、島津氏は遠隔地支配のために代官を置いていることが認められる。(2)

この名の領主については、犬飼町柴北熊野神社鳥居銘に「正平十貳年丁酉十一月十五日藤原家吉・高原吉安・十郎太郎・領主善阿・藤原行直・沙弥道妙・大工沙弥玄正⁽³⁾」とあることから、「善阿」が領主であることがわかる。「善阿」については、「大野莊下村地頭大野太郎基直」後家が善阿と称しているが、時代と年令から考えて同一人ではなかろう。この後、以治六年に藤原（吉弘）氏輔が由原八幡宮に井田郷の土地五貫文を寄進している。⁽⁵⁾あるいは「善阿」は吉弘氏につながるものではなかろうかと思う。

吉弘氏は井田郷永峯名の領主であった。由原八幡へ寄進した土地の坪付は、「同國井田郷永峯名内五貫文下地田畠等坪付在別紙事」「柴山右衛門次郎方へ遣状候間⁽⁶⁾⁽⁷⁾」とあるが、これ以上のことは不明である。しかし、応永十年（一四〇三）の「豊後國大野郡井田郷由原御燈料所坪付注文案⁽⁸⁾」によれば、「永峯名内一所弘戸分内、門田三百歩・門麥小荒・六畠四段大」と阿原分、門田小・麥畠四段六十歩・六畠七段⁽⁹⁾となつてゐるから、吉弘氏輔の寄進地もほぼ同様の規模であつたものであろう。では、島津氏の代官はどれだけの得分を収取したのであらうか。時代は多少下がるが、前掲の応永十年「由原御燈料所坪付」を参考にして表を作成してみる。

御代官分は弘戸分と阿原分をあわせて、「二貫百七十文」であり、両所定得に対し、四〇・三%である。ほぼ四〇%が代官の取り分であつたものと推定する。

- (1) 『島津家文書』三〇八号（『大日本古文書、家わけ文書』16所収）。
- (2) 濑野精一郎「鎮西における東国御家人下」（『日本歴史』一六号）。
- (3) 伊東東編『増訂大野郡金石年表』
- (4) 『志賀文書一』（『豊後國大野莊の研究史料篇』四四号）。

(5) 『柞原八幡宮文書』八八号 (『大分県史料⁽⁹⁾』所収) ○
(6) 『柞原八幡宮文書』八八号・一二二一号 (『前掲書』) ○
(7) 『柞原八幡宮文書』一〇三号 (『前掲書』) ○

(筆者
日田教育事務所玖珠連絡所勤務)